

## 土砂の不適正事案の情報提供等に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と、大阪府農業協同組合中央会（以下「乙」という。）は、建設発生土等の土砂の不適正事案（以下「土砂不適正事案」という。）の情報提供等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携し協力することにより、土砂不適正事案の発生未然防止及び早期発見、早期対応を図り、もって、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

### （内容）

第2条 乙の職員及び乙の会員に所属する職員が、府内において業務遂行中に土砂不適正事案が疑われる行為を発見等した場合、業務に支障のない範囲で、甲に情報提供を行うものとする。

### （免責）

第3条 乙は、前条の規定による情報提供に誤りがあった場合、又は情報提供を行うことが出来なかった場合であっても、生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

### （相互連携）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、可能な範囲において土砂不適正事案の抑止のために啓発を行い、必要に応じて情報交換を実施し相互連携の強化に努める。

### （協議）

第5条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から書面による変更や終了の意思表示がない限り、満了の日の翌日から1年間、同内容で自動更新することとし、以降同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年9月15日

甲 大阪府  
知事 松井 一郎

乙 大阪府農業協同組合中央会  
会長 岸本 隆之